

レストラン、飲食店、宿泊業を経営する皆様へ

# 受動喫煙防止対策助成金 のお知らせ

労働者災害補償保険法第29条第1項第3号の社会復帰促進等事業として創設されました。

## 喫煙室の設置に助成金を活用できます！



禁煙、嫌煙が叫ばれる今、愛煙家の方がゆっくり喫煙できる場所はどんどん少なくなっています。嫌煙家の方にも、愛煙家の方にも愛される場所を提供するには喫煙室の設置が有効ですが、なかなか踏み切れなかった経営者の皆様に朗報です。お客様が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所に喫煙室を設置したり、換気装置の設置をした場合に、助成金が支給されることになりました。（23年10月1日創設）

### 受給できる方は

- 旅館・飲食店・料理店を営んでいること
- 中小企業であること
- 労働保険に加入して、保険料を納めていること

### 何をすると

- 喫煙室を設置すること  
(数値基準があります。)
- 喫煙室以外の換気装置等を設置すること  
(数値基準があります。)

### 受給金額は

- 喫煙室設置に係る費用の1/4  
(上限：200万円)
- 例えば、工事費用500万円の場合  
125万円が受給できます。

助成金は、融資とは違い、返済の必要がありません。喫煙室の設置をお考えであれば、是非とも受給してもらいたい助成金です。詳細をご説明致しますので、どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

必要であれば、設置工事をする優良建設業者をご紹介します。

次に該当するような場合は、助成金は受給することができません。

- ・支給申請の際、労働保険（労災・雇用保険）に未加入である場合
- ・直近2年間に労働保険料の未納がある場合
- ・支給申請の提出日から起算して過去3年間に助成金の不正受給がある場合
- ・重大な労働法令違反がある場合、その他支給することが不適切であるとして都道府県労働局長が判断する場合

社会保険労務士法人青藍会近藤事務所 / 行政書士法人青藍会近藤事務所

TEL : 048-825-2551      <http://www.seirankai.com>

埼玉県庁東正門前      さいたま市浦和区高砂3-7-4